

◎議 事 日 程（第 1 号）

平成19年 9 月 4 日（火曜日）午前10時00分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 市長招集あいさつ
- 日程第 5 議案第46号 第 1 次愛西市総合計画基本構想について
- 日程第 6 議案第47号 政治倫理の確立のための愛西市長の資産等の公開に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第48号 愛西市地域防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第49号 愛西市消防団条例等の一部改正について
- 日程第 9 議案第50号 愛西市火災予防条例の一部改正について
- 日程第10 議案第51号 愛西市道路占用料条例の一部改正について
- 日程第11 議案第52号 市道路線の廃止について
- 日程第12 議案第53号 市道路線の認定について
- 日程第13 議案第54号 平成19年度愛西市一般会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第14 議案第55号 平成19年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第15 議案第56号 平成19年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第16 議案第57号 平成19年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第17 議案第58号 平成19年度愛西市水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第18 認定第 1 号 平成18年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第 2 号 平成18年度愛西市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第 3 号 平成18年度愛西市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第 4 号 平成18年度愛西市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 認定第 5 号 平成18年度愛西市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 認定第 6 号 平成18年度愛西市農業集落排水事業等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 認定第 7 号 平成18年度愛西市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第25 認定第 8 号 平成18年度愛西市水道事業決算認定について
- 日程第26 請願第 1 号 悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正に関する請願について

- 日程第27 陳情第9号 愛西市内建設業者の育成発展に関する陳情について
 日程第28 陳情第10号 学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める陳情について
 日程第29 陳情第11号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情について
 日程第30 陳情第12号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情について
 日程第31 陳情第13号 市町村独自の私学助成の拡充を求める陳情について
 日程第32 決算特別委員会の設置について
 日程第33 斎場建設調査特別委員会の名称変更について
 日程第34 諮問第5号 愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出席議員（30名）

1番	前田 芙美子 君	2番	鷲野 聡明 君
3番	三輪 久之 君	4番	日永 貴章 君
5番	吉川 三津子 君	6番	榎本 雅夫 君
7番	岩間 泰彦 君	8番	田中 秀彦 君
9番	村上 守国 君	10番	真野 和久 君
11番	鬼頭 勝治 君	12番	八木 一 君
13番	近藤 健一 君	14番	小沢 照子 君
15番	後藤 和巳 君	16番	堀田 清 君
17番	加藤 和之 君	18番	古江 寛昭 君
19番	大島 功 君	20番	大宮 吉満 君
21番	永井 千年 君	22番	黒田 国昭 君
23番	中村 文子 君	24番	加藤 敏彦 君
25番	加賀 博 君	26番	宮本 和子 君
27番	石崎 たか子 君	28番	佐藤 勇 君
29番	太田 芳郎 君	30番	柴田 義継 君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	八木 忠男 君	副市長	山田 信行 君
教育長	五富利 清彦 君	会計室長	杉山 政男 君
総務部長	中野 正三 君	企画部長	石原 光 君

教 育 部 長	水 谷 洋 治 君	経 済 建 設 部 長	篠 田 義 房 君
上 下 水 道 部 長	若 山 富 士 夫 君	市 民 生 活 ・ 保 健 部 長	八 木 富 夫 君
福 祉 部 長	加 賀 和 彦 君	消 防 長	古 川 一 己 君
佐 屋 総 合 支 所 長	藤 松 岳 文 君	立 田 総 合 支 所 長	飯 田 十 志 博 君
八 開 総 合 支 所 長	水 谷 正 君	佐 織 総 合 支 所 長	伊 藤 忠 俊 君
監 査 委 員	河 原 操 君		

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	伊 藤 辰 雄	議 事 課 長	服 部 秀 三
書 記	田 尾 武 広		

午前10時00分 開会

○議長（佐藤 勇君）

それでは、御案内の定刻になりました。

全員御出席でございますので定足数に達しております。ただいまから平成19年9月愛西市議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・会議録署名議員の指名について

○議長（佐藤 勇君）

日程第1・会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、17番・加藤和之議員、18番・古江寛昭議員、この御兩名を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・会期の決定について

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第2・会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期等につきましては、6月21日に議会運営委員会が開催され、日程等を協議していただきましたので、その結果を議会運営委員長より報告をしていただきます。

○議会運営委員長（柴田義継君）

それでは、議会運営委員会の報告をいたします。

議会運営委員会は、去る6月21日に、委員全員と正・副議長にも御出席をいただきまして開催いたしました結果、会期は本日9月4日から9月26日までの23日間と決しました。

また、委員会等の日程につきましては御配付のとおりでございますので、よろしく願いいたします。以上、報告を終わります。

○議長（佐藤 勇君）

本定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日より26日までの23日間といたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日より26日までの23日間と決定をいたしました。

諮問第5号につきましては、本日議決する予定でございます。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付のとおりでございますので、よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・諸般の報告について

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第3・諸般の報告を行います。

各一部事務組合議会が開催をされておりますので、報告をしていただきます。

海部南部水道企業団議会議員の宮本和子議員、お願いをいたします。

○26番（宮本和子君）

海部南部水道企業団の報告をいたします。

平成19年7月23日から7月31日の会期で行われました。場所は、海部南部水道企業団です。

平成19年第2回定例会付議事件として、認定第1号：平成18年度海部南部水道企業団水道事業決算について、収益的収支、収入22億9,394万7,890円、支出20億8,949万5,269円、資本的収支、収入5億6,319万7,822円、支出16億5,402万7,551円、不足額は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金で補てんする。この平成18年度海部南部水道企業団水道事業決算については、全員賛成で可決されました。

また、全員協議会で市長や村長が議員であるということは、執行権と議決権の問題でおかしいのではないかという意見があり、2名の方の賛成の意見がありました。今後の検討課題となりました。

以上で海部南部水道企業団議会の報告といたします。

○議長（佐藤 勇君）

次に、海部地区休日診療所組合議会議員の後藤和巳議員、お願いをいたします。

○15番（後藤和巳君）

海部地区休日診療所組合の報告をさせていただきます。

平成19年8月17日、海部地区休日診療所において行われました。

平成19年第3回定例会、付議事件としまして、議案第7号：海部地区休日診療所組合定数条例の一部改正について、全員賛成で可決されました。

議案第8号：海部地区休日診療所組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、これも全員賛成で可決されました。

議案第9号：平成18年度海部地区休日診療所組合一般会計歳入歳出決算の認定について、歳入総額1億5,373万5,665円、歳出総額1億3,211万3,999円、差引残額2,162万1,666円。以上、全員賛成で可決されました。

報告を終わります。

○議長（佐藤 勇君）

ここで10分ほどちょっと休憩をとります。その間に議会運営委員会の協議会を開きたいと思いますので、即議会運営委員会の方は委員会室へお集まりいただきたいと思います。お願いします。

午前10時05分 休憩

午前10時15分 再開

○議長（佐藤 勇君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

諸般の報告でございます。

閉会中に、斎場建設調査特別委員会が開催をされておりますので、委員長より報告をしていただきます。

斎場建設調査特別委員長、お願いをいたします。

#### ○29番（太田芳郎君）

斎場建設調査特別委員会の報告をいたします。

斎場建設調査特別委員会は、昨日でございますが、9月3日、委員全員と正・副議長にも御出席をいただきまして開催をいたしました。

まず理事者側より建設予定地である西保町での6月以降の経過について説明がありました。それぞれの地区や地権者等に説明会を開催し、先進地への視察にもお出かけをいただいたことなどの報告を受け、8月17日に西保町区会委員会において建設予定地を承認され、8月29日に西保町総代と建設に関する覚書を締結したとのことでございます。よって、当特別委員会においても、建設予定地は西保町で了承をさせていただきました。

次に、基本計画の確認事項ということで、炉の稼働日については元旦と友引は休日とし、炉の種別については大型炉と動物炉を設けることになりました。また、セレモニーホールの部屋数については、大小2部屋を用意し、霊柩車、送迎バスについては保有しないということでありました。

次に、理事者側より、仮称ではありますが、名称を「愛西市総合斎苑」と、今後統一したい旨の申し出がありましたので、これを許可いたしました。それについて、特別委員会も名称統一ということで、「総合斎苑建設調査特別委員会」と名称変更したいので、本日御議決いただくようお願いいたします。

最後に、施設整備の概略について示されましたが、検討結果については後日報告されるということでありました。

以上で報告を終わります。

訂正をさせていただきます。先ほど区会委員会を「8月17日」と申し上げましたが、「8月18日」の誤りでありましたので、訂正をさせていただきます。以上でございます。

#### ○議長（佐藤 勇君）

次に、議長より報告をいたします。

監査委員より、平成19年5月から平成19年7月までにに関する出納検査についての検査報告がありましたので、それぞれの写しをお手元に配付いたしておりますので、よろしくをお願いいたします。

次に、今回提出されている陳情のうち、トンネルじん肺根絶の根本的な対策を求める意見書の提出を求める陳情書については、写しの配付のみとさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・市長招集あいさつ

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第４・市長招集あいさつを議題といたします。

市長、お願いをいたします。

○市長（八木忠男君）

おはようございます。

平成19年9月愛西市議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては全員の御参集をいただき、ありがとうございました。

そして、去る8月16日には熊谷市と多治見市で、観測史上最高気温40.9度を記録し、74年ぶりに更新がされたと。そして同日、愛西市では39.6度を記録しているわけでありまして、13年前の旧八開地区での40.3度に迫る気温であり、8月中は35度を超える猛暑日が連続し、大変暑い夏になりました。ことしの梅雨明けは平年より遅く、九州においては梅雨前線の停滞と7月14日の台風4号の影響で大雨による被害がございました。愛西市におきましては、風雨による被害は免れましたが、台風に備えての戸締まり中にけがをされた方が2名ありました。7月16日の新潟県中越沖地震では、11名の死亡者を含む多くの人的被害等、家屋の倒壊など甚大な被害が起き、3年前の中越大地震を思い起こさせるものでありました。現在、「阪神・淡路大震災教訓集から学ぶ」と題しまして、8月号広報から4回の予定で、震災から得た教訓を紹介させていただいております。災害に備えて日ごろから心がける行動につきましては、慌てず、節度ある行動を機会あるたびに市民の方々に啓発してまいりたいと存じます。

8月上旬の各地区の納涼祭り、盆踊り大会も好天に恵まれ開催ができ、多くの市民の皆さんに夏の夜を楽しんでいただけたことと思います。

また、8月26日の佐織総合運動場での市総合防災訓練、9月1日の立田・八開地区巡回バス出発式には、暑い中、議員の皆さんにも御出席をいただき、それぞれ無事終えることができましたことを厚くお礼申し上げます。

実は、けさ、立田庁舎の方で朝礼をしてまいりました。ちょうど帰りがけにバスが出発するところでありました。帰って担当から聞きましたら、9月1日出発式の当日は、立田で6人、そして八開地区では12人の方に御利用をいただき、きのう9月3日は立田地区で5名、八開地区では7名の方に御利用がいただけたようであります。出発式でも申し上げましたが、少しでも多くの皆さんに御利用、御活用いただき、いろんな御意見をいただき、今後の施行の考え方を進めてまいりたいと思っております。

また、あすには佐屋・立田地区の敬老式、12日には佐織・八開地区敬老式と、10月には地区市民体育大会、11月には文化祭、ごみゼロ運動、交通安全大会など、秋の行事を多く計画しているところであります。それぞれ御臨席を賜りますようお願いを申し上げます。

今定例会に御提案を申し上げます議案は、総合計画基本構想、条例の一部改正5件、市道路線の廃止・認定2件、補正予算5件、人権擁護委員の推薦の諮問1件、決算認定8件の、合計22件をお願いするものでございます。それぞれの主な提案理由につきまして述べさせていただきます。

議案第46号：第1次愛西市総合計画基本構想につきましては、今後の市のまちづくりの目標を定めるとともに、社会経済情勢の変化、市民ニーズの多様化等に対応した総合的かつ計画的な行政運営を推進するため、目指すべきまちの将来像を「人々が和み、心豊かに暮らすまち」として基本構想を提案するものであります。

議案第47号：政治倫理の確立のための愛西市長の資産等の公開に関する条例の一部改正につきましては、郵便貯金法の廃止及び証券取引法の一部改正によりお願いをするものであります。

議案第48号：地域防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、施設管理の運営意欲の高揚を図るため、施設利用料金を指定管理者の収入として収受させることができるよう改正をお願いするものであります。

議案第49号：消防団条例等の一部改正につきましては、消防団を多団体制から1団制へ移行し、時代のニーズに沿った機動性を有した消防団に再編するため改正をお願いするものであります。

議案第50号：愛西市火災予防条例の一部改正につきましては、建築基準法施行令が改正されましたことによりお願いするものであります。

議案第51号：道路占用料条例の一部改正につきましては、郵政事業の民営化等に伴い改正をお願いするものであります。

議案第52号：市道路線の廃止につきましては、東保町地内に流通センターの建設がされることに伴い、路線が分断されますので、市道路線の再編をしたと。関係する2路線の廃止をお願いするものでございます。

議案第53号：市道路線の認定につきましては、26路線を市道とし、路線の認定をお願いするものであります。

議案第54号：一般会計補正予算（第2号）につきましては、補正総額2億4,840万7,000円を追加し、総額192億1,211万円としております。歳出の主なものは、人事異動等によります人件費全体の補正で2,870万を減額し、新たに事業として児童福祉総務費でファミリーサポートセンター事業委託料305万円、母子衛生費で一般不妊治療費で300万円、環境衛生費で斎場建設に向けて必要な環境影響調査委託料500万円をそれぞれ補正計上しております。また、消防団組織の再編に伴う費用として、非常備消防費で1,273万円、消防施設費で4,327万1,000円など補正計上をいたしました。

議案第55号：国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第57号：農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）及び議案第58号：水道事業会計補正予算（第1号）の3件につきましては、人事異動に伴う人件費の補正をそれぞれ計上いたしました。

議案第56号：介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、保険事業勘定で歳出な主なものは、前年度精算金として国庫支出金等返還金3,510万5,000円と、人事異動に伴う人件費の補正を計上いたしました。

諮問第5号：人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、平成19年12月31日付で3年の任期が満了いたしますので、後任の委員を推薦するにつき御審議をお願いするものであります。

なお、本件につきましては、法務大臣への事務手続が必要でありますので、恐縮ではありますが、本日御審議の上、お認めを賜りたくお願いを申し上げます。

認定第1号：平成18年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、第8号：平成18年度愛西市水道事業決算の認定についてまでの8件は、それぞれ歳入歳出決算の認定をお願いするものであります。

各会計の決算につきましては、監査委員さんの審査結果を決算審査意見書としていただいております。また、詳しくは歳入歳出決算主要施策成果及び実績報告書にまとめさせていただきました。決算書とあわせて御確認をいただければ幸いです。

以上、本定例会に御提案を申し上げます議案の主な内容でございます。細部につきましては、担当部長よりそれぞれ説明をさせていただきますので、各議案とも十分に御審議を賜り、御議決を賜りますようお願いを申し上げ、招集のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第5・議案第46号（提案説明）

##### ○議長（佐藤 勇君）

それでは次に、日程第5・議案第46号：第1次愛西市総合計画基本構想についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○企画部長（石原 光君）

それでは、議案第46号：第1次愛西市総合計画基本構想について御説明申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の規定に基づき、第1次愛西市総合計画基本構想を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、この案を提出するのは、愛西市の計画的な行政運営のための基本構想を定める必要があるからであります。よろしくをお願いをいたします。

それでは、基本構想の内容について御説明を申し上げます。

基本構想につきましては、お手元の基本構想11ページ以降に記載をさせていただいておりますので、内容について御説明を申し上げます。

今回の構想の内容につきましては、まちの将来像、基本理念、計画構成と目標年次、将来人口、土地利用構想、施策の大綱の六つの項目で構成をいたしました。具体的に申し上げますとまちづくりの方向といたしまして、目指すべきまちの将来像では、合併時の新市建設計画のテーマであります、人と緑が織りなす環境文化都市の方向性を尊重しつつ、市民の皆さん方の意識調査から浮かび上がりました市のまちづくりの将来像を「人々が和み、心豊かに暮らすまち」とし、その将来像を実現するための基本理念を「和み」「ゆとり」「安心」「快適」「便利」「健やか」の六つの理念を柱として掲げております。

それで、計画構成といたしまして、目標年次では基本構想、基本計画、実施計画で構成をし

ております。計画期間につきましては、基本構想、基本計画が20年度から29年度までの各10年間、実施計画につきましては基本計画で定めております施策を向こう3年間で実施する優先的かつ具体的な事業内容を定め、毎年度見直しを行うローリング方式によるものでございます。また、本市の現状などから将来を見通し、将来人口を示すとともに、新市建設計画のゾーニングや軸づくりを尊重し、土地利用を構想いたしております。

そして、その計画の実現に向けまして、先ほどの基本理念で触れました六つの基本理念のそれぞれの理念に対する29の施策を基本施策として大綱に示しております。基本構想の推進につきましては、開かれた市政と市民参加の推進を市政運営の基本といたしまして、市民との協働と協創の考えを大切にしまちづくりを進めることを示しております。この考え方が第1次総合計画の最も大きな特徴の一つとなっております。

それで、策定に当たりましては、まちづくり市民会議との連携と協力のもとに、また庁内におきましては総合計画策定委員会を中心に全庁体制で計画を進めるとともに、昨年3月に設置いたしました総合計画審議会に諮問を行い、調査・研究と議論を重ねていただきまして、去る7月30日に答申をいただいたものでございます。

なお、基本計画につきましては、別添参考資料として配付させていただいておりますので、後ほど御高覧いただきますようお願いを申し上げます。

また、基本計画、この参考資料の中で市民が目指すまちの姿のめざそう値、役割分担値に数値が入っておりませんが、後ほど数値が入ることになっておりますし、写真、イラストなどを加えるなど予定をしておりますので、御了承が賜りたいと思います。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第47号（提案説明）

○議長（佐藤 勇君）

それでは次に、日程第6・議案第47号：政治倫理の確立のための愛西市長の資産等の公開に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（中野正三君）

それでは議案第47号をお願い申し上げます。

政治倫理の確立のための愛西市長の資産等の公開に関する条例の一部改正について、提案及び内容の御説明をさせていただきます。

政治倫理の確立のための愛西市長の資産等の公開に関する条例（平成17年愛西市条例第7号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由でございますが、この案を提出するのは、郵便貯金法の廃止及び証券取引法の改正がなされたのに伴い、改正する必要があるからでございます。

1枚おめくりをお願いいたします。

愛西市条例第19号：政治倫理の確立のための愛西市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例でございますが、改正内容につきましては、議案第47号資料、改正新旧対照表で御説明させていただきますので、ごらんをいただきたいと存じます。

改正後の第2条でございますが、第1項第4号では郵便貯金法の廃止により、郵便貯金を削るものでございます。施行につきましては、平成19年10月1日でございます。

そして、改正前の6号中に、証券取引法が改正され、金融商品取引法となっております。この法律の第2条で規定する有価証券の中に信託法が加わっておりますので、改正前の第5号を削り、以下を繰り上げるものでございます。施行につきましては平成19年9月30日でございます。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第7・議案第48号（提案説明）

##### ○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第7・議案第48号：愛西市地域防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○企画部長（石原 光君）

議案第48号：愛西市地域防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

愛西市地域防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（平成17年愛西市条例第18号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、この案を提出するのは、施設の利用に係る利用料金を、当該指定管理者に収受させる「利用料金制」が導入できるように改正する必要があるからでございます。

それでは、内容の説明につきましては、恐れ入りますけれども別添議案第48号の資料、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

まず前段で、今回の利用料金制度についてちょっと御説明をさせていただきます。

現在、公の施設を使用される場合、使用される方から条例で定めております使用料をいただいております。徴収した使用料はすべて市の収入になりまして、当該施設の維持管理費に充てられておるのが現状でございます。それで、今回改正でお願いしております利用料金制は、これは地方自治法上の規定に基づきまして、当該施設を利用する際に係る料金、いわゆる利用料金を市長が指定管理者の収入として収受させることができるという制度でございます。ただし、利用料金の上限額は条例、現行の防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例で定められております使用料が上限となります。その範囲内で指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるというものでございます。

それでは、各条文の内容について御説明を申し上げます。

第9条第1項の関係でございますが、これは施設に係る利用料金を指定管理者の収入として收受させることができるという「できる規定」について定めるものでございます。

第2項につきましては、利用料金制を導入した施設は、利用料金を指定管理者に支払うことで使用することができ、いわゆる第5条に定める使用料の適用はしないというものでございます。

第3項につきましては、利用料金についても減免規定を適用するというものでございます。

第4項、第5項につきましては、利用料金は条例で定められた範囲内で指定管理者が定めるものとし、その指定管理者が定めた利用料金は市長の承認を得なければならないという規定でございます。

第6項につきましては、利用料金を定めた場合、または変更等により利用料金を市長が承認した場合には、その旨を公告しなければならないというものでございます。

なお、この条例につきましては、公布の日から施行するというものでございます。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第49号（提案説明）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第8・議案第49号：愛西市消防団条例等の一部改正についてを議題といたします。
提案理由及びその内容の説明を求めます。

○消防長（古川一己君）

議案第49号：愛西市消防団条例等の一部改正について、御説明を申し上げます。

愛西市消防団条例（平成17年愛西市条例第144号）等の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

なお、この提案理由といたしましては、現行の愛西市4消防団の効率再編を図るため、改正する必要があるからでございます。

それでは、まず新たな消防団組織につきまして、議案第49号資料2で御説明を申し上げたいと思っておりますので、資料2の方をごらんいただきたいと思います。

なお、このたびの改正は、市の財産である市民の皆さん方の安心で安全な生活の確保のために、消防団の、また消防力の低下を招くことなく、また消防力の適正化、1団制へ移行することによる指揮命令系統の一元化、それぞれの効率再編を図るものでございます。なお、消防団組織図といたしましては、現行の4消防団から1団4方面隊17分団385人体制とするものであります。なお、配備消防車両等につきましては、ポンプ車が3台、小型動力ポンプ付積載車15台、舟艇18艇を配備するものでございます。

それでは続きまして、資料1の新旧対照表で御説明を申し上げますので、資料1の方をごらんいただきたいと思います。

まず第1条関係でございます。これにつきましては、組織法で規定いたしております条例で

定める事項について重複する部分、第24条の公務災害関係、第25条の退職報償金関係をこの条例から削り、整理するものでございます。

第3条につきましては、名称及び区分でございます。この資料の4ページで、現行別表第1でそれぞれの4消防団を規定しておりますが、このたびは1団制へ移行するため、名称は「愛西市消防団」、区域は愛西市全域に定めるものでございます。

定員といたしましては、815人から385人へ改正。

また、任命の部分、5条の関係でございますけれども、これにつきましては入団資格と申しますか、現在はそれぞれの区域内に居住する者と規定しておりましたけれども、今後は当地域の事業所等の協力等も考慮いたしまして、勤めている方、すなわち在勤者も含めるものでございます。

第6条につきましては、消防団の階級の中から部長の階級を削るものでございます。

はねていただきまして、2ページをごらんいただきたいと思います。

9条でございます。9条の関係につきましては、このたびの5条の改正により文言の整理をいたしておりましたものでございます。

15条の報酬でございます。5ページ、別表第2で報酬を定めておりますけれども、その別表の中から部長の階級を削り、改めて班長の報酬を責任の度合い等によりまして1万円増額の5万5,000円にお願いするものでございます。

また、16条の関係につきましては、費用弁償の関係でございます。これの支給方法を一般職に準ずる規定とするものでございます。

旧の17条の公務災害関係、また次ページの第18条、退職報償金につきましては、別に単独に条例で定めておりますので、この本消防団条例からは削除、整理するものでございます。

それでは、5ページをお開きいただきたいと思います。

5ページの中では、本一部改正条例の2条、3条の関係でございます。愛西市消防団員等公務災害補償条例、また次ページ、6ページの愛西市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正につきましては、それぞれ消防団条例の改正によりまして、別表から部長の階級を削るものでございます。

なお、この条例につきましては来年、平成20年4月1日からお願いをするものでございます。以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第9・議案第50号（提案説明）

##### ○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第9・議案第50号：愛西市火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○消防長（古川一己君）

議案第50号：愛西市火災予防条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

愛西市火災予防条例（平成17年愛西市条例第148号）の一部を改正する条例を別紙のように

定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

なお、提案理由といたしましては、建築基準法施行令の改正がなされたのに伴い、改正する必要があるからであります。

なお、内容につきましては、議案第50号資料により御説明をさせていただきますので、資料の方をごらんいただきたいと思います。

このたびの改正は、避難階、避難階と申しますのは、直接地上へ通じる出入り口のある階を指すものでございます。この避難階に関する規定が建築基準法施行令第13条の3第1号で規定をされておりました。このたびの施行令の改正によりまして、13条第1号へ移行したことに伴い、当市火災予防条例を改正するものでございます。

なお、施行日につきましては公布の日、適用日は平成19年6月20日からお願いするものでございます。以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第51号（提案説明）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第10・議案第51号：愛西市道路占用料条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○経済建設部長（篠田義房君）

議案第51号：愛西市道路占用料条例の一部改正について。

愛西市道路占用料条例（平成17年愛西市条例第131号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、郵政事業の民営化等に伴い、改正をする必要があるからでございます。

それでは内容の説明をさせていただきますので、議案第51号の資料、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

平成19年10月1日から郵政事業が民営化されることに伴いまして、第4条中第10号を削りまして、第11号を第10号とし、第12号から第14号までを1号ずつ繰り上げるという改正でございます。

1枚戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は平成19年10月1日から施行するものでございます。

ここで皆様方におわびとともに御報告をさせていただきたいと思います。

今回の郵政事業の民営化に合わせて、塩の関係もあわせて条文整理をさせていただくことといたしました。この塩については、平成9年4月に塩専売法が廃止されまして自由化された折、その文言を削るべきところを、そのままにいたしておりました。これにつきましては、当愛西市に該当物件はなく、減免していけないものを減免したという例はないものの、大変申しわけなく思っております。よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・議案第52号（提案説明）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第11・議案第52号：市道路線の廃止についてを議題といたします。  
提案理由及びその内容の説明を求めます。

○経済建設部長（篠田義房君）

議案第52号：市道路線の廃止について。

道路法（昭和27年法律第180号）第10条の規定に基づき、別紙のとおり市道路線の廃止をするものとする。本日提出、市長名。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、市道路線の再編により路線の廃止を行う必要があるからでございます。

それでは内容の説明をいたしますので、資料の路線廃止図とある方へお目を通していただくようお願いをいたします。

佐屋地区の2073号線の終点側、それから同地区の2087号線の起点から少し行きまして、それより南へ折れた一部分、いずれも東保町地内の南北線の部分を含めたこの地内一帯において流通センターが建設されることに伴いまして路線が分断等されるために、市道路線の再編をいたしたく、それに関係する、先ほど申し上げました2路線について廃止をお願いするものでございます。よろしくをお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議案第53号（提案説明）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第12・議案第53号：市道路線の認定についてを議題といたします。
提案理由及びその内容の説明を求めます。

○経済建設部長（篠田義房君）

議案第53号：市道路線の認定について。

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、別紙のとおり市道路線の認定をするものとする。本日提出、市長名。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、市道路線として認定し、公共の用に供するため必要があるからでございます。

それでは内容の説明をさせていただきますので、1枚はねていただきたいと思います。

まず佐屋地区で12路線2,594.7メートル、立田地区で9路線3,578.5メートル、佐織地区で5路線563メートル、合計26路線6,736.2メートル。この路線箇所につきましては、資料として路線認定図を添付させていただいておりますので、後ほどごらんをいただきますようお願いを申し上げます。

それで、先ほどの内訳を内容別に御説明申し上げますと、まず開発等により公衆用道路とし寄附されたものとして、佐屋地区で1618号線、1619号線、1620号線、1621号線、1622号線、

2393号線、3334号線の7路線、それから佐織地区では草平287号線、同じく草平288号線、この2路線でございまして、これらを合わせて9路線688.7メートルでございまして。

2番目に、公共施設等へのアクセス道路として整備をするものとしたしまして、佐屋地区で2392号線の1路線、これは斎場絡みのものでございまして。立田地区で、鶴戸川東370号線の1路線、合わせて2路線1,055メートルでございまして。

3点目に、集落内や集落間等の往来道路となる市道路線の認定していただきたいと地元要望があり、取り上げたものとしたしまして、佐屋地区で2394号線の1路線、それから立田地区では鶴戸川西176号線、同じく177号線、同じく178号線、福原の21号線から同じく福原の25号線までの8路線でございまして。佐織地区では、西川端の233号線、同じく235号線、勝幡の269号線の3路線、合わせて12路線の3,404.5メートルでございまして。

最後に、流通センター建設に伴う市道再編として新たに認定をお願いするものとしたしまして、佐屋地区の2073号線、2087号線、2395号線の3路線1,588.0メートルでございまして。

なお、底地の関係につきましては、換地もしくは土地改良区名義となっておりますので、土地改良区名義のものにつきましてはこの市道路線認定に当たりまして、関係の改良区の方へ協議をさせていただいておりますので、申し添えさせていただきます。

また、今回、この議案を御承認いただきますれば、従来の市道路線の認定分がありますので、先ほどの議案第52号：市道路線の廃止分、それから差し引きまして、最終的に路線数として3,447路線、延長にしまして98万5,784メートルほどになるかと思っております。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤 勇君）

それではここで休憩をとります。再開は11時10分よりしたいと思いますので、御協力をお願いいたします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（佐藤 勇君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・議案第54号（提案説明）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第13・議案第54号：平成19年度愛西市一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○企画部長（石原 光君）

議案第54号：平成19年度愛西市一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

平成19年度愛西市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,840万7,000

円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ192億1,211万円とする。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。本日提出、市長名でございます。

それでは、まず歳入の関係から御説明申し上げます。補正予算書の8ページ、9ページをお開きください。

まず款13の国庫支出金でございますが、89万8,000円、次の款14県支出金におきまして2,066万1,000円、また次ページの款19でございますが、諸収入で607万7,000円をそれぞれ歳出に関連する各事業の特定財源といたしまして追加をお願いしております。また、今回の補正の一般財源の補正財源につきましては、繰越金2億2,077万1,000円を充当させていただいております。

それでは、次に歳出の関係でございますが、最初に総務部長から御説明申し上げます。

#### ○総務部長（中野正三君）

それでは、歳出から御説明を申し上げます。

今回、人事異動等によります人件費の補正をお願いしてございます。一番後ろの34ページ、給与明細書により一括で御説明をさせていただきますので、ごらんをいただきたいと思っております。

5款労働費と7款商工費を除く八つの款の人件費の補正をそれぞれさせていただきました。補正後の職員数につきましては515人で、当初より2人の減となっておりますが、人事異動によりまして農業集落排水事業の特別会計へ1人異動をしております。そして、年度末の退職者が1名ということで、2人の減となっております。給料で2,590万円の減額、職員手当で900万円の補正、そして共済費で490万円の減額、合計2,180万円の減額補正をお願いしたものでございます。

そして、12ページ、13ページにお戻りをいただきたいと存じます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、19節で退職手当組合負担金690万円の減額補正をさせていただいております。一般会計の人件費といたしましては、合計額2,870万円の減額計上でございます。また、同じく人件費関係でございますが、民生費で介護保険特別会計繰出金68万3,000円、そして農林水産業費で農業集落排水事業等特別会計繰出金で1,350万円をそれぞれ繰出金として補正計上させていただいておりますが、各特別会計で御説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

14ページ、15ページをお開きください。

2項徴税費、2目賦課費、8節報償費で150万円の補正計上でございますが、市民税の前納報奨金に不足が生じたので、お願いをするものでございます。

次に、企画部長より御説明申し上げます。

#### ○企画部長（石原 光君）

それでは恐れ入りますけれども、16ページ、17ページをお開きください。

款2総務費、項5統計調査費、目9全国物価統計調査費の関係でございますけれども、補正額といたしまして22万5,000円について予算計上をお願いしております。この統計調査は、5

年に1度実施されます統計調査でございます。ただ、全市町村が対象ではございません。これは抽出方法により指定される統計調査でございます。不確定要素があるということで当初予算計上できませんでした。今回、指定の決定を受けましたことから、調査員報酬を初め事務費等関連経費について予算計上をお願いいたしました。なお、歳入につきましては、県委託金の統計調査費委託金19万円の追加をお願いしております。以上でございます。

次は福祉部長より御説明を申し上げます。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

それでは、民生費関係の説明をさせていただきます。18ページ、19ページをごらんいただきたいと思っております。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございますが、人件費関係は省略させていただきます。13節委託料でございます。電算事務委託料、こちらにつきましては障害者自立支援給付費の請求が、今までは事業者から直接市に請求されておりましたものが、国保連合会を通じて請求をされることになりました。それに伴いまして、現在使用しているシステムを変更するものでございます。補助率としては10分の10でございます。それから16の介護給付費等支払事務費委託料でございますが、障害者の介護給付費の支払事務が、これも国保連合会を通じることになりまして、その事務手数料の補正をお願いするものであります。

それから19節の補助金でございます。障害者共同生活介護等事業費補助金、こちらにつきましては共同生活介護等とありますが、グループホームとかケアホームのことでございますが、自立支援法に変わったことによりまして報酬単価が安くなり、その運営が厳しくなりました。そこで、県は7月に補助制度を創設しました。市といたしましても、それに合わせて実施していきたいということをお考えして、補正をするものであります。補助単価は、ケアホーム利用者1人1日当たり700円で、6人分を計上させていただいております。県補助で、補助率2分の1でございます。

それから20節の扶助費でございます。障害者就労支援奨励金でございますが、自立支援法に変わったことによりまして、授産施設等の通所者に対しまして1割負担が導入されました。この負担を軽減するため、県の補助制度が7月に施行されましたので、さきと同様、市としても実施していきたいということで補正をお願いするものでございます。1日1人175円の助成で、15人分を計上させていただいております。こちら、県補助の補助率2分の1です。ただし、こちらは3年間という期限がついているものでございます。

はねていただきまして、老人福祉費、福祉作業所費につきましては、人件費関係ですので省略させていただきます。児童福祉総務費の関係でございますが、13節ちびっ子広場等整備工事設計管理委託料でございますが、西八幡ちびっ子広場の整備工事に係る設計委託料でございます。それからファミリー・サポート・センター事業委託料でございますが、ファミリー・サポート・センターと申しますのは、育児、または介護に関しまして援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員登録をいたしまして、例えば急な残業ですとか冠婚葬祭など行事、保護者の病気などといった困ったときに会員相互で助け合う組織でございますが、今回の補正ではセン

ターの立ち上げ、会員の募集、研修などの経費を計上させていただきまして、来年4月の実施に向けて体制を整えていきたいというふうに思っているものでございます。なお、この事業の運営につきましては、公募をいたしまして選考の上、事業者を決定していきたいと、そんなふうに考えております。

それから15節工事請負費でございますが、ちびっ子広場等整備工事になっております。先ほど設計管理料でもお願いしましたが、西八幡ちびっ子広場の整備と、それから日置の児童遊園の遊具の移設工事、これは日置の児童遊園につきましては県道拡幅に伴いまして遊具を移転するものでございます。

19節負担金、補助及び交付金につきましては、西八幡ちびっ子広場の転用決済金ということになります。

続きまして、保育園費、児童館費につきましては人件費ですので省略させていただきまして、歳入でございますが、8ページ、9ページをごらんいただきたいと思います。

県支出金の民生費県補助金ですが、節の社会福祉費補助金ですが、先ほど申し上げました補助率に基づく予算を計上させていただいております。

それから、はねていただきまして10、11ページの雑入でございますが、物件移転補償金というふうにあります。これは日置児童遊園の県道に係る移転とか、便所の取り壊し等の補償費用として補償が受けられるものでございます。

続きまして、市民生活部兼保健部長より説明させていただきます。

#### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

それでは第4款をお願いいたします。

2目の予防費につきましては、人件費でございますので省略をさせていただきます。

3目母子衛生費でございます。負担金、補助及び交付金で300万円の補正をお願いするものでございます。これにつきましては、一般不妊治療費ということで、愛知県の事業が7月1日より開始をされますことに伴い、愛西市におきましても限度額5万円を対象といたしまして、60人、今回予定をさせていただきました。愛知県の補助対象事業に係る診療分につきましては、この平成19年7月診療分からということになっておりますが、愛西市においては3ヵ月さかのぼりまして、この平成19年4月1日より対象とさせていただきます。

4目の環境衛生費でございます。608万円の補正をお願いするものでございます。主なものといたしましては、委託料の500万で、斎場環境調査委託料でございますが、御承知のように斎場建設に向けた必要な環境影響調査委託料でございます。これを初めといたしまして、地域の方に新しい先進地の火葬場等の視察にお出かけいただきます場合の交通手段といたしまして、自動車等の借上料、合わせまして33万円を計上させていただいております。

1枚はねていただきまして、5目の公害対策費の分でございますが、20万円の補正をお願いしております。委託料で20万円、大気調査委託料ということで、旧トーヨーボール周辺のアスベスト調査に係る調査委託料でございます。

次に、2項の清掃費、1目塵芥処理費でございますが、470万円の補正でございます。これ

につきましては、八開地区でございます定納ごみ一時保管場所の関係でございます、来年3月をもって契約が一たん終了いたします。そうしたことに伴いまして、今回返還をする整備工事をお願いするものでございます。工事請負費といたしまして400万円、そして委託料、測量委託料となっておりますが、ここの土地5筆ございまして、面積3,764平米でございます。ここの境界ぐいの確定をするものでございます。

以下、上下水道部長より説明をさせていただきます。

#### ○上下水道部長（若山富士夫君）

それでは、同じく2項の清掃費のし尿処理費でございます。19の負担金、補助及び交付金のところで269万4,000円の補正をお願いするものでございます。中身といたしましては、合併処理浄化槽設置整備事業の補助金の関係でございますが、当初50基予算をいただいていたわけでございますが、この7月末で早くも完売をいたしました。それで、改めて9基分の補正をお願いしたいということで、お願いをするものでございます。

なお、これに伴います歳入でございますが、8、9ページの方をごらんいただきたいと思います。まず国庫補助金の環境衛生費補助金ということで89万8,000円、それから県の補助金ということで、衛生費県補助金、環境衛生費補助金で53万8,000円ということで、補助金の分を歳入の方で計上させていただいております。以上でございます。よろしく申し上げます。

なお、引き続きまして、経済建設部長の方で説明させていただきます。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

それでは、私の方からは経済建設部の所管に係るものについて御説明をさせていただきます。補正予算書の24、25ページをお開きください。

歳出の款6の農林水産業費、項1農業費のうち目1農業委員会費でございますが、ここの委託料におきまして、国有農地整地委託料20万9,000円をお願いをいたしております。これは、国有農地として市内に借りておみえになる方が、高齢を理由に耕作ができないということで解約・返還がございまして、これにより国有農地の維持管理保全のために除草作業等の費用としてお願いしたものでございまして、これに伴う歳入として、県交付金の方で20万8,000円の追加補正をいたしておりますので、よろしくをお願いいたします。

次に、目3農業振興費の関係の節19負担金、補助及び交付金において、地域農業振興事業補助金1,000万円の減額をお願いしてございます。これは、産直施設事業費補助金として市を通じて事業者へ補助金として出されるものでございますが、事業者側の事情によりまして建設計画の延期をしたいという申し出があったことによる減額でございまして、これにつきましても、これに伴う県補助金の同額の減額をお願いしてございますので、よろしく申し上げます。

次に、目5農業土木費の節19負担金、補助及び交付金において2,824万円の追加をお願いしてございます。これにつきましては、8月17日の全員協議会においてもその概要を説明させていただきましたけれども、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律が新たに公布・施行されたことに伴い、従来の基盤整備促進事業がこの新法に移行いたしました。したがって、国・県補助金が事業主体に直接交付という形をとられず、愛西市に

交付をされまして、その愛西市の負担分と合わせて事業主体に補助金として出す形に変わったことによるお願いでございます。ちなみに、事業主体は立田村土地改良区でございます。したがって、土地改良施設整備事業補助金として、事業費増分と合わせまして2,824万円の追加のお願いを申し上げます。また、これに伴う歳入として、県補助金2,584万円の追加補正をしたものであります。

1枚はねていただきまして、補正予算書の26、27ページをごらんいただきたいと思います。

歳出款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、節12の役務費につきまして、後ほどまた説明をさせていただきますが、道路改良事業用地買収に係る契約用の収入印紙代として20万円をお願いしております。

また、項2道路橋梁費、目2道路新設改良費、ここの委託料におきましては、測量設計等委託料として1,600万円、それから公共嘱託登記事務委託料として240万円の追加をお願いしております。節15の工事請負費につきましては、道路造成等の改良工事を行う工事費として5,500万円の追加。また、節17の公有財産購入費においては、道路用地の購入費として7,600万円の追加。また、それに伴う関係で、節19負担金、補助及び交付金では転用決済金140万円の追加をお願いしております。これにつきましては、西保町斎場予定地周辺及び周囲の道路の整備をお願いするために追加の補正をお願い申し上げます。また、節22、補償補填及び賠償金においては、N T T柱の移転補償費として100万円の追加をお願いしておりますので、よろしくをお願いいたします。

次は、消防長より御説明を申し上げます。

#### ○消防長（古川一己君）

引き続き9款の消防費について御説明を申し上げます。

今回、消防費としては5,753万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。

2目の非常備消防費の中で11節需用費につきましては、消防団の組織改正に伴う団員385人の被服費関係、活動服、また保安帽等でございます。それぞれの経費として1,071万3,000円をお願いしております。また、18節の備品購入費では、新たな愛西市消防団団旗1本、また方面隊旗4本をお願いしております。19節の負担金、補助及び交付金でございます。これにつきましては、退職報償金の掛金が現行1人当たり1万7,200円から1万9,200円に改正されたことに伴い、この差額815人の団員分163万円の補正をお願いするものでございます。

また、3目の消防施設費でございます。15節工事請負費でございますけれども、今回の改正により、分団は地区の防災拠点に配備するということとし、車庫等は既存の公共施設、または地区の防災施設等の活用を図ることによりまして、17分団中車庫の新設、鉄骨平家建て39平米程度でございます。この新設が5カ所、また改修3カ所、それと水管干し場、すなわちホース干し場でございますけれども、これはコンクリート柱2本、ホース10本がけを予定しております。これの新設が8カ所、またサイレンの移設が4カ所、これらの整備費といたしまして4,167万3,000円をお願いするものでございます。よろしくをお願いいたします。

引き続き、教育部長から御説明を申し上げます。

○教育部長（水谷洋治君）

続きまして、10款教育費につきまして御説明を申し上げます。30ページ、31ページをお願いいたします。人件費関係につきましては、省略をさせていただきます。

第3項中学校費の1目学校管理費、19節負担金、補助及び交付金で40万円を計上させていただきました。県より永和中学校が「心を結ぶ学校づくり推進事業」の指定を受けまして、保護者や地域の人々の理解と協力を得ながら、友達や教師、保護者、地域の人々とかかわって心を結ぶ活動を展開し、子供たちにとりまして真に楽しい学び場となるよう、学校づくりを支援する事業でございます。また、歳入といたしましては、8、9ページで全額県委託金を計上いたしておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上で議案第54号の説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・議案第55号（提案説明）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第14・議案第55号：平成19年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市民生活・保健部長（八木富夫君）

それでは議案第55号をお願いいたします。

平成19年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

平成19年度愛西市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

（歳入歳出予算の補正）第1条といたしまして、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ170万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,873万1,000円とするものでございます。

2といたしまして、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。本日提出、市長名でございます。

今回の補正につきましては、4月の人事異動に伴いますところの人件費の補正でございますので、よろしくをお願い申し上げます。

最後の9ページ、10ページをごらんいただきたいと思います。

一般管理費の中で、今回170万円の補正をお願いするわけでございます。給料、職員手当等、負担金、補助及び交付金、合わせまして170万円でございます。今回の異動は、事務長の異動でございます。

1ページお戻りをいただきまして、7ページ、8ページをごらんいただきたいと思います。

歳入でございます。繰越金で、前年度の繰越金170万円をもって充てさせていただくということでございます。以上、よろしくをお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・議案第56号（提案説明）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第15・議案第56号：平成19年度愛西市介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○福祉部長（加賀和彦君）

続きまして、議案第56号の説明をさせていただきます。

平成19年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）。

平成19年度愛西市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,578万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億4,222万4,000円とする。

2. 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。本日提出、市長名でございます。

それでは歳出の方から説明をさせていただきたいと思います。9、10ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の報酬でございますが、地域密着型サービス運営委員会委員報酬ということで、地域密着型サービスの申請等によりまして委員会の開催が必要となりましたので、補正をお願いするものでございます。職員手当につきましては、人件費の補正です。扶養家族がふえることによりまして、扶養手当を計算の基礎とします手当について補正をお願いしているものでございます。

それから諸支出金でございますが、こちらにつきましては国庫支出金等過年度分の返還金等ということで、地域支援事業交付金等、18年度実績に基づく償還金でございます。それから介護給付費の前年度精算に伴う返還金等も含まれております。よろしくをお願いいたします。

それから歳入でございますが、7ページ、8ページでございます。

先ほど説明させていただきました歳出の財源といたしまして、一般会計の繰入金、また前年度の繰越金を充てさせていただくものでございます。よろしくをお願いいたします。以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・議案第57号（提案説明）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第16・議案第57号：平成19年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○上下水道部長（若山富士夫君）

議案第57号：平成19年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）。

平成19年度愛西市の農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,350万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8,310万円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。本日の提出、愛西市長名でございます。

なお、この補正予算につきましても、この春の人事異動に伴う人件費相当分でありますので、よろしく願いをいたします。

はねていただきまして、9、10ページ、歳出でございますが、補正額1,350万円、これは先ほども申しましたように、人事異動に伴う人件費相当分でございますので、よろしく願いしたいと思います。

なお、戻っていただきまして、7、8ページで歳入でございますが、この財源につきましては一般会計からの繰入金ということで1,350万円繰り入れをいただいておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第17・議案第58号（提案説明）

##### ○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第17・議案第58号：平成19年度愛西市水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○上下水道部長（若山富士夫君）

議案第58号：平成19年度愛西市水道事業会計補正予算（第1号）。

（総則）第1条 平成19年度愛西市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条といたしまして、収益的収入及び支出、平成19年度水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するというところでございます。それで、内訳として、第1款水道事業費用として89万5,000円を増額し、4億6,429万円と定めるというところでございます。

次に、第3条で、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございますが、これは内訳的には給料、手当、法定福利費の分でございます。これにつきまして、職員給与費ということで90万円の補正をお願いして、合計として6,714万8,000円と改めるものでございます。これも本日の提出、愛西市長名でございます。

なお、これにつきましても、先ほど同様、人件費相当分でございますが、7ページの方でございますが、収益的支出の関係、総係費ということで、補正予定額で90万円計上させていただいております。この内訳につきましては、右の欄に細かく記載をさせていただいております。

なお、その下の方で営業外費用ということで、消費税相当分ということで5,000円の減額をさせていただき、89万5,000円ということで補正をお願いしておるわけでございます。

以上、甚だ簡単でございますが、よろしく願いをいたします。

○議長（佐藤 勇君）

お昼前ですが、都合上、次に決算認定と監査報告まで行きますので、御協力をお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・認定第1号から日程第25・認定第8号まで（提案説明）

○議長（佐藤 勇君）

それでは、日程第18・認定第1号：平成18年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第25・認定第8号：平成18年度愛西市水道事業決算の認定についてまでを一括議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○企画部長（石原 光君）

それでは、認定第1号：平成18年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

恐れ入りますけれども、お手元の方に決算書と、それから実績報告書を配付させていただいておりますけれども、そちらの方もごらんいただきたいと思っております。

まず決算書の4ページをお開きください。

認定第1号：平成18年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成18年度愛西市一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。本日提出、市長名でございます。

それで、本決算書につきましては、監査委員さんの決算審査意見書、またお手元の方に主要施策成果及び実績報告書等決算諸表を添えて提出をさせていただいておりますので、よろしく願いを申し上げます。

それでは、歳入歳出決算の状況について御説明を申し上げます。大変恐れ入りますけれども、これ以降の主な内容につきましては、実績報告書の方をもとに順次御説明させていただきますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、実績報告書の4ページ、5ページをお開きください。

まず一般会計の関係でございます。

それで、平成18年度一般会計の決算規模につきましては、歳入決算額211億9,284万8,047円、歳出決算額195億9,442万2,298円と相なりまして、歳入歳出差引額は15億9,842万5,749円となりました。19年度へ繰り越すべき財源であります繰越明許費、それから事故繰越額の3,340万4,210円を差し引いた実質収支額15億6,502万1,539円を平成19年度へ繰り越しをさせていただいたものでございます。

以下、歳入により主な項目についてそれぞれ御説明をさせていただきます。

まず最初に総務部長より市税の関係について御説明を申し上げます。

○総務部長（中野正三君）

それでは、13ページ、一般会計歳入の部、1款市税をお願い申し上げます。

18年度の収入額としましては67億7,527万7,398円で、前年度比0.5%の増でございますが、平成17年度分には合併時における前年度未収分が入っておりますので、平年ベースにいたしますと2.6%の増となっております。そのうち、市民税の収入額につきましては30億4,439万5,705円で、うち個人分で5.3%、平年ベースで算定いたしますと10.5%の増となっております。主な要因といたしましては、税条例の改正によるものでございます。

固定資産税の収入額33億4,831万7,857円で、前年度比0.36%の減でございますが、平年ベースに直しますと0.33%の減となっております。減の主な要因といたしましては、評価替え年度でございましたので、家屋の減価償却相当分の減によるものでございます。

軽自動車税は9,304万3,000円で、前年度比3.0%の増、平年ベースで3.1%の増でございます。

市たばこ税は2億8,952万836円で、前年度比5.7%の増でございますが、これは平成18年7月より価格の改定がございましたので、この要因でございます。

なお、歳入総額に占める市税総額の割合は32%でございます。

次に、企画部長より御説明申し上げます。

○企画部長（石原 光君）

続きまして、16ページ以降のその他収入の主な項目について御説明を申し上げます。16、17ページをごらんいただきたいと思います。

まず2款の地方譲与税の関係でございますが、これは御案内のとおり三位一体改革による本格的な税源移譲が実施されるまでの間、これは暫定措置でございますが、暫定措置である所得譲与税が4億9,754万7,257円交付されたことなどによりまして、対前年度比20.3%の8億5,833万4,257円という結果になっております。

次に、各種交付金につきましては、3款利子割交付金では預貯金の利子が減少したこと、またこれは次のページになりますが、8款地方特例交付金では、減税等による減収見込み額の減少による影響どによりまして、前年度比で大きな減収となっております。

その他4款の配当割交付金、6款の地方消費税交付金、7款の自動車取得税交付金等については増収となっております。

次に、18ページをお開きください。

18ページの関係では、御案内のとおり、本市歳入財源の20%を占めます9款の地方交付税についてでございますが、ここに表に示してありますように、普通交付税におきましては37億8,534万2,000円の交付額を受けましたが、実は交付税制度の改革等の影響によりまして、前年度比9.9%減の4億1,503万2,000円の減収という結果になっております。

続きまして、21ページをお開きいただきたいと思います。

13款の国庫支出金の関係でございますが、収入済額といたしまして12億4,295万6,537円、また次の22ページをお開きください。14款県支出金の関係でございますが、11億2,265万8,213円

となりまして、国・県支出金ともに対前年度比減額という結果に相なっております。

それから、ちょっと飛んで申しわけございませんが、28ページをお開きください。

款20の市債の関係でございます。18年度におきまして借入総額は24億8,470万円でございます。そのうち合併特例債につきましては、この表の右側に○印で該当事業を付記させていただいておりますが、7事業で、借入額につきましては14億2,750万円という状況になっております。

簡単でございますけれども、以上で歳入の説明とさせていただきます。

引き続き、歳出の主な項目について御説明を申し上げます。

最初に、総務部長から御説明を申し上げます。

○総務部長（中野正三君）

それでは、歳出の部でございますが、29ページ、議会費をお願い申し上げます。

前年度比22.7%の支出減となっておりますが、これは改選によります議員報酬等の減でございます。

次に33ページ、総務費をお願いいたします。

6目財産管理費でございますが、発電機設置等工事1,942万5,000円の支出でございますが、本庁舎に非常用発電機の設置を行っております。また、市役所及び公民館駐車場拡張整備でございますが、1億7,741万8,450円の支出でございます。新たに170台の駐車スペースを確保することができます。

36ページをお願い申し上げます。

防災費、災害対策総務費で、防災行政無線、移動系でございますが、整備工事で3,522万6,450円の支出でございます。八開・立田地区に半固定型15ヵ所、車載型16台の設置をいたしました。

次に、企画部長より御説明申し上げます。

○企画部長（石原 光君）

引き続きまして、同じく36ページ、37ページの関係でございます。企画部所管の主な項目について御説明申し上げます。

目9の企画費の関係でございますが、総合計画策定委託ということで612万1,500円という決算額となっております。これは、前年度実施をいたしましたアンケート調査の結果を踏まえまして、基本構想、基本計画素案の作成、またまちづくり市民会議による指標づくりへの支援と推進を図ったものでございます。

続きまして38ページをお開きください。

財政課の所管でございますが、目10基金費の地域づくり振興基金積立金10億円の関係でございます。これは地域づくり振興を図るため、財源といたしまして合併特例債を活用いたしまして基金の積み立てを行いました。

次に40ページをお開きください。

情報管理課の関係でございます。目7の電子計算費のネットワーク整備事業費の関係でござ

いますが、記載のとおりでございまして、内容といたしましては教育委員会と市内の全中学校間をネットワークで結ぶとともに、教職員機器の整備及び児童・生徒のパソコン教室の更新を図りました。また、市内3図書館の電算システムを統合し、所蔵図書の貸し出しや返却の一元化を図るため、ネットワークで結んだものでございます。

次は、再度総務部長より御説明申し上げます。

○総務部長（中野正三君）

41ページをお願い申し上げます。

徴税費、2目賦課費でございまして、1億3,272万9,134円の支出でございまして、前年度決算額は16年度未払い分を差し引いた額が1億6,100万1,964円で、差し引き2,827万2,830円の減となっております。減の要因といたしましては、18年度に向けての固定資産評価替え事務委託料が減じたものでございます。

次に、福祉部長より御説明を申し上げます。

○福祉部長（加賀和彦君）

続きまして、民生費について説明をさせていただきます。

47ページをごらんいただきたいと思っております。

まず社会福祉費の関係でございまして、下から2段目、訪問調査委託料サービス計画作成委託料でございまして、平成18年4月1日から障害者自立支援法が施行されまして、サービスの利用に当たりましては必要性を総合的に判断し、支給決定されることになりました。その決定に基づき利用計画が作成され、その計画に基づいて、また事業者との契約を締結し、サービスの提供を受けるということになりました。その手続に必要な調査、あるいはサービス計画の作成委託料でございまして、

それから48ページをごらんいただきたいと思っております。手話通訳者派遣委託料から地域活動支援センター委託料までの事業につきましては、新たに地域生活支援事業として市町村が実施することとなった事業でございまして、

それから下の二つでございまして、障害児タイムケア事業委託料、それから日中一時支援事業委託料、これは同じ事業でございまして、法の施行により10月1日で名称が変わりましたので、変わったものでございまして、よろしくお願いをいたします。

それから、53ページから54ページにかけては、事業名の欄に複数の事業名が記載されておりますが、同じ事業でありながら、先ほどと同じように年度の途中で名称が変わったということで、複数の事業が掲げられておりますので、よろしくお願いをいたします。

それから56ページをごらんいただきたいと思っております。母子通園費で、第2わかば園、地理的なことも考えまして、第2わかば園を立ち上げております。

それから58ページをごらんいただきたいと思っております。58ページの敬老事業の中で敬老会でございまして、平成18年度から2地区の開催ということにさせていただきました。

それから少し飛びますが、65ページでございまして、キャッププログラム事業ということで、18年度新規事業でございまして、保育園、幼稚園の園児と親御さんを対象に、子供自身の力で

さまざまな暴力から身を守る方法について学ぶ事業に取り組んだものでございます。

それから、続きまして66ページ、次のページでございますが、児童扶養手当が昨年から大幅に伸びているかと思うんですけども、これは17年度は合併初年度でございます、市への事務の移譲の時期によりまして、17年度は8ヵ月分の支払いでございましたが、18年度から12ヵ月分の支払いになったということで大幅に伸びているものでございます。

続きまして67ページの地域子育て支援センター事業ですが、従来は補助事業ということで進めておりましたが、県の指導もありまして、委託料というところで計上させていただくということで、抜き出したことによってここに一つ欄を設けさせていただきました。

それから、はねていただきまして68ページでございますが、児童手当でございます。小学校3年生から小学校6年生まで拡大をされております。所得制限も緩和されておまして、支給額が伸びております。

70ページでございます。八開児童クラブ施設でございます。八開地区に子育て支援センターを設置いたしております。

それから、同じく70ページの母子自立支援員設置事業でございますが、18年度からの事業ということで、母子家庭の各種相談体制等の自立支援員を置きまして、母子家庭の各種相談体制の充実に努めたものでございます。

以上で民生費を終わらせていただきます。

続きまして、市民生活部長兼保健部長から説明させていただきます。

○市民生活・保健部長（八木富夫君）

それでは、続きまして保険年金課でございますが、71ページから74ページにわたっております。

72ページをごらんいただきたいと思っております。主なものについてのみ御説明をさせていただきますが、6の福祉医療費、障害者等医療費でございます。扶助費といたしまして1億5,715万1,275円の決算額でございます。この事業につきましては、心身障害者の自立更正と生活安定を図るため、医療費の自己負担の助成をしたものでございます。年間平均受給者数で見ますと、前年度と比較をいたしますと、18年度につきましては9.2%ほど増となっております。医療費におきましても20.1%ほどの増になりました。

1枚はねていただきまして、8目の福祉医療費の中の乳児医療費でございます。このたび扶助費といたしまして、決算額1億7,981万5,910円となったものでございます。こちらの方も御承知のように、出生の日後、就学前の乳幼児の医療費の自己負担を助成したものでございます。ちなみに、対前年度比で申し上げますと2%ほどの減となっております。医療費におきましても0.8%ほどの減となっております。

続きまして、環境課でございます。環境課の所管、ページ数75ページから77ページにわたっております。76ページをごらんいただきたいと思っております。

2項の清掃費、そして1目の塵芥処理費の中でごみゼロ運動を実施させていただきました。平成18年度におきましては、愛西市全市一斉にこのごみゼロ運動を実施させていただきました。

市民参加のもと、道路周辺に散乱しております空き缶、空き瓶、不燃物等ごみを拾っていただき、分別収集の徹底と市内の環境美化を図ったものでございます。ちなみに、収集量といたしましては、ごみゼロ専用袋にしまして4,435袋ございました。

続きまして、健康推進課の所管をいたします部分でお願いをいたします。78ページから84ページにわたっております。

まず79ページのところをごらんいただきたいと思います。健康日本21計画策定ということで、策定事業を行ってまいりました。決算額512万356円となっております。この事業におきましては、平成17年度から18年度の2ヵ年間で策定をさせていただきました。なお、この計画におきましては、今年度、平成19年度から平成22年度までの4年間、市民の皆さんや学校、地域の関係機関などと連携をとりながら計画を推進してまいります。

1枚はねていただきまして、80ページをお願いいたします。基本健康診査委託ということで、決算額1億1,023万2,060円でございます。基本健康診査を行った結果でございますが、こちらの方に基本健康診査受診者数という欄があるかと思いますが、ちなみに基本健康診査の受診者数で申し上げますと、対前年度比5.9%ほどの伸びでございます。また、肝炎ウイルス検診におきましても、31.4%ほどの伸びを示しております。

以上が私どもの方の関係、以上でございます。以下、水道部長より御説明をさせていただきます。

○上下水道部長（若山富士夫君）

それでは、続きまして84、85ページの方でございます。

清掃費ということで、下水道課所管の事務でございますが、上段の方でし尿処理費ということで、合併処理浄化槽の設置整備事業補助金ということで、昨年度も基数にいたしまして78基の申請並びに補助をさせていただいております。

それから、下の方では地域し尿処理施設の維持管理ということで、旧佐織地区の勝幡、並びに諸桑団地等の管理組合の方に維持管理の補助並びに施設管理費を支払っております。

非常に簡単でございますが、以上でございます。

続いて、経済建設部長より説明させていただきます。

○経済建設部長（篠田義房君）

それでは、私からは経済建設部所管に係るものを御説明申し上げます。

88ページをお開きください。農業近代化資金利子補給補助金146万4,424円、それから農業経営基盤強化資金利子補給補助金281万5,338円でございますが、こうしたことの施策によりまして農業振興のため、農業者の近代化や経営基盤を強化することにより、経営の安定化の一助として利子負担軽減を図らせていただきました。

次に、89ページの方へお目を通していただきたいと思います。生産調整助成金として加工用米補助1,208万4,000円、集団転作作物種子代金として271万7,626円、集団転作作物として1,361万5,000円、営農集団設立補助金として50万4,000円とございますが、これは水田農業構造改革対策事業の円滑な推進のため、営農集団の設立、そして麦・大豆の集団転作等への補助

をすることによりまして生産調整を図らせていただきました。

92ページの方へお目を通していただきたいと思います。こちらでは、土地改良施設整備事業補助金1億3,185万4,520円でございますが、これは各土地改良区がその改良区内において実施した単県事業、適正化事業及び農村振興総合整備事業に対しまして、その事業費の一部を市からも補助することにより、排水路等の整備を図らせていただきました。

次に、94ページの方をお開きください。商工会補助金6,353万5,000円、商工業振興資金保証料補助金1,280万8,100円及び商工業振興資金融資預託金6,000万円、これらによりまして商工会の育成発展と中小規模商工業者の経営振興を図りました。

次に、96ページから99ページの方へざっと、とりわけ工事請負費の方へお目を通していただきたいと思いますと思うんですが、まず96ページの道路維持費、それから98ページの方の道路新設改良費、両方の工事請負費を合わせまして6億2,328万円余を市道整備に充てることによりまして、通行者の安全と利便性を図らせていただきました。

100ページをお開きください。こちらでは、橋梁新設費において橋梁改築工事等及び耐震補強工事と合わせまして1億7,084万250円により、橋梁の改築と耐震補強を施行し、交通の利便性と橋の耐久性を図らせていただきました。

次に、101ページから103ページの方へお目を通していただきたいと思いますと思うんですが、まず101ページの民間木造住宅の耐震診断委託料、こちらの300万円、それからちょっと前後して申しわけないんですが、103ページの民間木造住宅耐震改修費補助金560万円でございますが、この耐震改修費補助につきましては、旧基準木造住宅の耐震化を促進するために、市内の対象となる木造住宅の耐震診断を行いまして、その結果、その木造の倒壊等による災害を防止するため、旧基準木造住宅の耐震改修工事を実施した建物所有者に対しまして、通常ですと県費37万5,000円、市町村費22万5,000円の1棟当たり60万円の補助になるところを、当愛西市といたしましては、市単独でさらに20万円の上乗せをすることで、1棟当たり80万円の補助をすることにより、より木造住宅の耐震化を図るよう配慮をさせていただきました。

次に、101ページに戻っていただいて、永和駅の周辺現況調査委託料262万5,000円、それから102ページの勝幡駅周辺整備物件調査委託料1,711万5,000円等につきましては、前段は駅前整備に係る基礎調査資料を作成、また後段については建物等の物件調査により補償交渉の資料作成を図らせていただきました。

最後に、都市計画街路新設改良工事で2億4,542万8,800円でございますが、これは都市計画街路佐織津島佐屋線の整備を図るため、都市計画街路内に暗渠化される光西支線水路及び日光西排水路のつけかえ工事を行ったものでございます。

次は、消防長より御説明を申し上げます。

○消防長（古川一己君）

それでは、消防費について御説明申し上げます。104ページ、105ページをお開きいただきたいと思います。

まず常備消防費の中で、住まいの安全チェックという関係でございますけれども、住宅火災

による死者の発生及び出火防止を図るため取り組んでおります。昨年は5,700世帯を訪問いたしまして、在宅世帯2,376世帯で実施いたしましたアンケート結果がこの表にまとめてございます。また、この結果を踏まえ、今後の普及啓発活動につなげてまいりたいと考えております。

救命講習の関係でございますけれども、昨年は1,021名の方々に受講していただきまして、累計が1万896人となりました。目標は1世帯に1人を目標としておりますので、約2,200人としております。さらなる受講をお願いするものでございます。

105ページでございます。住宅用火災警報機普及啓発の関係でございますけれども、既存の住宅に対しまして、来年5月末までに設置していただくよう啓発用のパネル、また市の広報紙、市ホームページ、行事関係で呼びかけております。この住まいの安全チェックの結果によりますと、「設置済み」が7.7%、また「知っている」が76.2%の結果を踏まえ、本人を初め、大切な家族の命を守るため、設置に向けて行動を起こしていただくよう、普及啓発活動をより一層推進する必要を感じております。

それでははねていただきまして、106ページをお願いいたします。AEDのトレーナーセット4基と、また自動体外式除細動器AEDの8基でございますけれども、これらにつきましては市の公共施設、各庁舎、また体育館、また湯の花の里、この8カ所に自動体外式除細動器(AED)8基を設置させていただいております。それらの講習用として、このトレーナーセットを4基、整備させていただいております。

107ページで、救急の事後検証の関係でございます。これにつきましては、CPA、心肺機能停止患者でございます。また、重篤患者に対し、適切な救命処置がなされたかを、事後において2次、3次病院の医師により検証をしていただきまして、以後の救命技術の向上を図ったものでございます。

107ページ一番下の救命士薬剤投与研修でございますけれども、これにつきましては救命処置の拡大に伴いまして、薬剤、アドレナリンでございますけれども、投与救命士の養成を図ったものでございます。

それでは、はねていただきまして108ページをごらんいただきたいと思います。

108ページは非常備消防費の関係でございます。中ほどの各種訓練及び出動の関係でございますけれども、消防団員の出動人員は、昨年は延べ人数で4,247人ございました。うち火災出動は28出動、放水件数は6件、放水分団数は11分団でございました。

それから109ページの消防施設費の関係でございますけれども、耐震性貯水槽の新設工事、次の110ページで消火栓の新設工事でございます。それぞれ2基、また11地域を新設させていただきまして、消防水利の充足確保に努めたものでございます。また、消防車両につきましては、ポンプ自動車2台、小型動力ポンプ付積載車3台を、老朽化また排出ガス規制により更新整備をし、機動力の維持・向上を図らせていただきました。

以上で消防費関係の説明とさせていただきます。

引き続き教育部長より御説明を申し上げます。

○議長（佐藤 勇君）

ちょっと無理だで、ここでお昼の休憩にいたします。再開は、予定どおり 1 時半からです。

午後 0 時 20 分 休憩

午後 1 時 30 分 再開

○議長（佐藤 勇君）

午前に引き続き、決算の認定の続きを行います。

当局、どうぞ。

○教育部長（水谷洋治君）

それでは、第 10 款教育費についてお願いをいたします。

主要成果表につきましては 111 ページでございます。

2 目事務局費でございますが、国の教育情報化を受けまして、小・中学校の職員室に LAN 配線工事並びに教職員に対しまして 1 人 1 台のパソコン整備を実施し、教育用イントラネット構築を行い、教職員の業務効率化を図るために公務支援システムグループウェアの整備充実を図りました。

2 項小学校費、116 ページ、117 ページをお願いいたします。15 節の工事請負費、支出額は 3 億 1,821 万 2,016 円となっております。内容につきましては、各小学校で夏休みを利用して施行しました施設修繕工事のほかに、4 小学校で耐震補強工事を行い、耐震性能を確保させていただきました。また、アスベスト除去工事は、小学校で施行をさせていただきました。

3 項中学校費、123 ページをお願いいたします。中学校費におきましても、先ほどの小学校費と同様に、それぞれの施設修繕工事並びに 2 項でアスベスト除去工事を施行し、また建物の耐震補強工事も 2 校で施行しました結果、合わせまして 1 億 8,717 万 8,290 円と相なりました。

4 項社会教育費、127 ページをお願いいたします。愛西市の誕生を記念して、市の歌・市の音頭を制定するにつきまして、歌詞は広く公募をいたし、作曲・歌唱を委託いたしました。支出額といたしましては 774 万 9,000 円でございます。今は、広く市民の方になじんでいただくよう、PR をしているところでございます。

132 ページをお願いいたします。佐屋・佐織の両公民館におきまして、ホールの音響設備等の老朽化に伴いまして機器等の改修工事を施行させていただきました。

図書館費、133 ページをお願いいたします。図書館電算システム統合とネットワーク化を図りました。内容としましては、中央・立田・佐織の 3 図書館がそれぞれ個別の電算システムにより蔵書の管理を行い、また利用者カードもそれぞれの図書館で発行しておりましたが、3 館の電算システムを統合してネットワークで結び、利用者の利便性を図らせていただきました。なお、整備に要しました経費といたしましては 2,826 万 2,934 円でございます。

5 項保健体育費、138 ページをお願いいたします。2 目体育館運営費につきまして、アスベスト製品調査の結果に基づきまして、佐織体育館並びに立田体育館の柔道場、剣道場に使用してございますアスベスト除去工事を施行させていただきました。

以上で教育費の説明を終わらせていただきまして、引き続き企画部長より御説明申し上げます。

○企画部長（石原 光君）

恐れ入ります。147ページをお開きください。

12款の公債費の関係でございますが、元利償還金とも決算額につきまして、合計で10億4,260万8,124円支出をいたしました。元金・利子ともに償還年次計画表に基づき支出しております。

次に148ページをお開きください。13款諸支出金の関係でございますが、これは水道事業会計への繰出金でございますが、内容につきましては建設工事に対するもの、また職員人件費、借入金額の償還額の一部を補てんするために繰出金として支出しております。

続きまして、表12の149ページ、市債に関する調べでございますけれども、目的別、借入別に区分をしておりますが、18年度末一般会計の借入残高でございますが、ここに記載のとおり150億6,448万2,729円という状況でございます。

続きまして150ページをお願いします。これは、基金残高の状況でございます。いわゆる貯金の関係でございますが、18年度末の現在高は、普通会計、中段以降でございますが、普通会計で87億5,168万9,637円でございます。これに国保、農集排基金等特別会計基金を含めた市全体の基金残高は115億4,911万7,665円という状況でございます。

なお、申しわけございませんが、財産に関する調書につきましては、決算書の326ページから328ページにかけて記載をさせていただいておりますので、後ほど御精読を賜りますようお願い申し上げます。

一般会計歳入歳出決算については、以上でございます。

なお、概要書の方につきましては、そのまま開いたままでお願いをしたいと思います。

続きまして、認定第2号：平成18年度愛西市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

これも恐れ入りますけれども、決算書の168ページをお開きください。

168ページでございます。認定第2号：平成18年度愛西市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成18年度愛西市土地取得特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。本日提出、市長名でございます。

それでは、内容の説明につきましては、主要施策成果表に基づいて御説明をさせていただきます。151ページをごらんいただきたいと思います。

土地取得特別会計の決算額につきましては、歳入歳出ともに3億5,003万3,606円という決算額になりました。実質収支につきましては、歳入歳出同額でございますが、差引残額はございません。それで、前年度比で大きく増額となっておりますけれども、これは記載にもございませうように、永和・北河田両小学校の用地、また市役所、佐屋公民館駐車場用地の取得や、またその用地を一般会計が買い戻したことによるのが大きな要因となっております。

次ページ、152ページの関係につきましては、それぞれ土地の運用状況、また基金残高表を添付させていただいておりますので、後ほど御精読を賜りますよう、よろしくようお願い申し上げます。

ます。

説明につきましては、以上でございます。

続きまして、市民生活部長より御説明を申し上げます。よろしく申し上げます。

○市民生活・保健部長（八木富夫君）

それでは、決算書180ページになりますが、認定第3号：平成18年度愛西市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてお願いをいたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成18年度愛西市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものでございます。本日提出、市長名でございます。

説明につきましては、実績報告書の方で御説明をさせていただきます。ページ数153ページになります。

国民健康保険特別会計のまず事業勘定の方から御説明をさせていただきます。

歳入決算額71億5,148万3,815円となりました。また、歳出決算額におきましては、63億1,360万6,328円となっております。歳入歳出差引額につきましては、8億3,787万7,487円となりました。そのうち、平成19年度に繰り越すべき財源といたしまして、平成19年3月に愛西市議会定例会におきまして、繰越明許費として予算計上をいたしました後期高齢者医療制度創設準備事業の財源775万2,000円を差し引きました8億3,012万5,487円を実質収支額として、平成19年度へ繰り越しをさせていただきました。

歳入のうち、国保税につきましては、収入額といたしまして20億796万2,667円でございます。また、不納欠損額といたしましては6,841万1,458円、そして収入未済額5億5,637万3,353円となりました。また、現年度分の徴収率につきましては、93.5%となっております。歳入の状況、全体を合計で見ますと6.3%ほどの増額。そして、歳出におきましては7.7%ほどの増額となっております。

続きまして157ページをごらんいただきたいと思います。直営診療施設勘定でございます。

こちらの方の歳入決算額におきましては、1億6,372万9,360円となっております。歳出決算額1億3,817万1,765円でございます。実質収支額におきましては、2,555万7,595円となりました。こちらの方につきましても、歳入の状況におきましては、全体を見てみますと、前年度対比6.3%ほどの減でございます。歳出におきましては8.9%の減となっております。

続きまして、決算書226ページになりますが、認定第4号：平成18年度愛西市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてお願いをいたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成18年度愛西市老人保健特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものでございます。本日提出、市長名でございます。

それでは、先ほどと同じように、実績報告書の方で御説明をさせていただきます。ページ数161ページになります。老人保健特別会計でございます。

決算の状況といたしましては、歳入の決算額が47億8,680万5,510円でございます。歳出決算

額におきましては、45億5,294万3,401円となりました。そして、歳入のうちで、支払基金の交付金でございますが、収入済額23億8,857万3,457円となりました。そして、国庫支出金でございますが、収入済額12億9,443万7,261円でございます。一般会計からの繰入金、本年度につきましては5億9,855万4,000円でございます。

御承知のように、この会計につきましては、歳出のほとんどを占めます医療給付費と医療諸費でございます。歳入の状況全体を合計で見ますと7.3%ほどの減少、歳出で見ましても8.9%の減少という状況でございます。

以下、福祉部長の方から説明をいただきます。

○福祉部長（加賀和彦君）

決算書の242ページをごらんいただきたいと思います。

認定第5号：平成18年度愛西市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成18年度愛西市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。本日の提出、市長名でございます。

では、同様に実績報告の方で説明をさせていただきたいと思います。

実績報告書の163ページをごらんいただきたいと思います。

事業概要にも記載させていただきましたが、平成18年4月から介護保険法が改正されまして、地域支援事業の創設、あるいは介護予防事業の強化が図られることとなりました。また、介護給付に必要な費用の負担割合のうち、第1号被保険者の負担割合が18%から19%に、第2号被保険者の負担割合が32%から31%に変更をされております。

決算の状況でございますが、歳入決算額30億1,984万4,873円、歳出決算額29億994万9,975円、差し引き1億989万4,898円となり、そのうちシステム改修費の繰越明許費が194万円、差し引きまして1億795万4,898円を実質収支額として19年度へ繰り越しております。

164ページをごらんいただきたいと思います。

歳入の状況の中で、18年度から統一の保険料にさせていただきましたので、この保険料が140.9%と前年比伸びておりますが、そういった関係でふえておるものでございます。

②の歳出の状況で、保険給付費が対前年比95.95%ということで減っておるわけですが、平成17年度につきましては、合併の関係で未払い分が含まれておりまして、13ヵ月分を支払っておりますので、こういったような現象が起きるものでございます。

続きまして167ページをごらんいただきたいと思います。

下の方のところでございますが、予防給付費でございます。これは改正によりまして要支援1・2の方を対象にした新規事業でございます。次のページを見ていただきますと、給付費の実績を掲載させていただいております。

それから169ページ、中段以下ですが、4款の地域支援事業ですが、こちらも新規事業でございます。特定高齢者と申しまして、要支援、あるいは要介護状態になる可能性の高い高齢者の把握や、それらの方を対象にしたサービスの提供、また一般高齢者を対象にした介護予防事業を実施してまいりました。

それから171ページをごらんいただきたいと思います。こちらも下の方でございますが、包括支援事業というのが新たに出てきております。こちらにつきましても、この事業内容のところにもちょっと書かせていただいておりますが、地域包括ケアという考え方のもとに地域包括支援センターを設置して、特定高齢者の介護予防ケアマネジメント、総合相談支援、それから虐待の早期発見、口腔ケアの支援などを行ってまいりました。その中でちょっと訂正をお願いしたいわけですが、172ページの2番のところで、総合相談及び「権利譲渡」の相談受け付け件数とありますが、これは「権利擁護」の誤りでございます。大変申しわけありません。この場をかりまして訂正させていただきたいと思います。以後、こういうことのないように十分注意したいと思いますので、よろしく願いをいたします。

続きまして174ページでございます。こちらはサービス事業勘定でございます。

歳入決算額1億9,321万6,052円、歳出決算額1億9,321万6,052円で、収支残額ゼロでございます。こちらの会計につきましては、佐屋の老人福祉センター、これはデイサービスセンターも含まれますが、それと佐織デイサービスセンター、要支援1・2の方の予防給付に係るケアマネジメントを実施する事業所としての包括支援センターの運営に係る経費でございます。実績等につきましては、ごらんいただいたとおりでございます。

以上で介護保険特別会計の説明を終わらせていただきます。

続いて、上下水道部長より説明をさせていただきます。

○上下水道部長（若山富士夫君）

それでは次に、決算書の294ページ、認定第6号についてごらんを賜りたいと思います。

認定第6号：平成18年度愛西市農業集落排水事業等特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成18年度愛西市農業集落排水事業等特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。本日の提出、市長名でございます。

それでは、実績書の方に戻っていただきまして、178ページの方から始まっておりますので、よろしく願いしたいと思います。

重立ったところでございますが、179ページにおきましては処理施設の工事の設計委託、現場監督の関係の委託関係をここで記載をさせていただいております。

そして、はねていただきまして180ページの方でございます。管布設等工事ということで2億5,000万強、並びに処理場建設工事ということで3億1,800万強ということで決算がございしますが、これにつきましては立田地区の早尾並びに立田地区の農業集落排水事業処理の管路並びに処理施設の工事関係をここでやらせていただいております。それで、ちなみに平成18年度末の工事の進捗率でございますが、立田地区におきまして75.5%、早尾地区におきましては97.0%という進捗、立田地区全体としての進捗は97.62%ということで、工事が終わってきておるわけでございます。

それから、次に181ページの下の方で管理組合維持管理請負料ということで、これは佐屋地区並びに立田地区の管理組合への維持管理請負ということで支払った額を記載させていただ

ております。

次に、はねていただきまして182ページの方で、それぞれ下の方にコミュニティ・プラント事業ということで、ここでは永和台クリーンセンター管理組合の方への支払った分を載せさせていただいております。

集排につきましては、非常に簡単ですが、以上でございます。

続きまして、公共下水道の方に移らせていただきたいと思います。

もう一度決算書の方の312ページをごらん賜りたいと思います。

認定第7号：平成18年度愛西市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成18年度愛西市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。本日の提出、市長名でございます。

また、実績書の方に戻っていただきまして、184ページからでございます。これで185ページの方では、やはり先ほど同様に設計委託関係、それから工事請負ということで、佐屋地区、佐織の勝幡地区において工事をやった実績等を載せさせていただいております。

それから、はねていただいて最後のページだと思いますが、186ページの方では日光川下流の下水道事業負担金ということで、ここで2億2,000万強、県の方に負担金として支払っております。それから真ん中の列で、管渠布設に伴う鉄道工事負担金ということで、鉄道工事負担金1,139万7,000円支出をしておりますが、これは佐織の勝幡駅の東の市道1号線の踏切の下を推進工事をやったことに伴いまして、名鉄に委託した関係の負担金でございます。

以上、公共下水については甚だ簡単でございますが、以上でございます。

続きまして最後でございますが、水道事業の方へ入らせていただきたいと思います。

決算書の認定第8号、330ページでございますが、平成18年度愛西市水道事業決算認定について。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成18年度愛西市水道事業決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。本日の提出、愛西市長名でございます。

それでは、このものにつきましては実績書はございませんので、このまま次のページの331ページ、332ページをごらんいただきたいと思います。

まず収益的収支の関係でございますが、収入の部で決算額について申し述べさせていただきますと、水道事業収益として4億2,526万8,557円ございました。そして、収益的支出の関係で、水道事業費用ということで4億4,719万5,692円ございました。そのうちの大きく次の欄では、営業費用で4億2,722万5,272円と大きく出しておりますが、これは動力費とか県水の受水費、修繕費等の分でございます。出のおおむね95.5%をこの中でほとんど占めておるといふものでございます。

次に、はねていただきまして資本的収支でございますが、これも一番上段の方で合計の決算額で4,567万2,600円となっております。支出の方でございますが、1億3,672万2,639円ということになりました。なお、一番下の段でございますが、この資本的収入額が資本的支出に不足

する額9,105万39円は、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税資本的収支調整額で補てんをさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、335ページの方を若干ごらんいただきたいと思ひます。損益計算書の下から3段目の当年度純損失というところでございますが、2,674万1,497円ということで、赤字の決算となっております。

以上、非常に簡単でございますが、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤 勇君）

ただいま提案説明がありました。

認定第1号から認定第8号までの平成18年度決算につきましては、監査委員の監査をしていただいておりますので、代表していただき、加藤和之議員より審査結果の報告をしていただきます。

○17番（加藤和之君）

議長さんのお許しをいただきましたので、平成18年度愛西市一般会計、愛西市特別会計及び愛西市水道企業会計の決算審査報告をいたします。

初めに、地方自治法第233条第2項の規定に基づき審査に付された平成18年度愛西市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算について審査を実施いたしましたので、その結果を御報告いたします。

審査は、河原監査委員と私で、平成19年7月5日から7月26日の間で実施をいたしました。

平成18年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の審査に当たっては、各書類が関係法令に準拠しているか、決算の計数は正確であるか、財政運営は健全か及び財産管理は適正であるかに重点を置き、関係帳簿、証拠書類等を照合するとともに、関係職員から説明を聴取し、従来実施した例月出納検査や定期監査の結果を勘案しながら慎重に審査を実施いたしました。

その結果、平成18年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算等は、実質収支に関する調書並びに各関係諸帳簿、証拠書類と計数は符合し、事務事業はいずれも関係法令に準拠しており、また財産についても公有財産・物品・基金の調書等と計数は符合し、適切に管理及び執行がなされており、その内容は正確であるということを確認いたしました。

基金の運用についても、計数は正確であり、各基金の設置目的に従って適切に運用・管理がなされていることを確認いたしました。

一般会計の決算では、歳入総額は211億9,284万8,047円、歳出総額は195億9,442万2,298円で、歳入歳出差引額は15億9,842万5,749円となり、平成19年度への繰越一般財源3,340万4,210円を差し引くと、実質収支は15億6,502万1,539円となっております。このほか、審査の明細につきましては、さきに配付されております平成18年度愛西市決算審査意見書を参照いただきたいと思います。

なお、審査の過程において意見及び要望事項がありましたので、御報告をいたします。

既に御存じのことと思ひますが、近年、地方自治体を取り巻く環境は、国と地方の役割の見直し、いわゆる地方分権・税源移譲を行うとともに、三位一体の改革の名のもとに、国は年々

地方交付税・補助金の削減をしてきており、地方自治体にはさらなる自主・自立的な行政運営が求められております。したがって、地方公共団体はみずからチェック機能を充実・強化し、行政の公平・公正と能率の確保を図り、行政に対する市民の信頼を高めていくことが課題であります。

愛西市においても、合併によって必要になってくる施設、または必要な施策の充実、継続して行う事業、主な既設施設の修繕、維持管理費など、市の財政を危機に陥れるような大きな歳出が見込まれております。例えば平成15年から30年計画で実施をしている公共下水道事業と日光川流域下水道事業負担金、これらを合わせると約290億円、そのうち国費が74億円、受益者の負担金が約20億円で、196億円が一般会計から繰り入れられることとなります。

次に佐屋公民館、佐織公民館の保全計画では、両公民館で13億円の支出が見込まれており、各庁舎、その他の主要な施設についても築後年数がたっているため、空調などの修繕、または更新費、維持管理費に多額の費用が必要になるし、耐震診断の結果、避難所になっている施設についても耐震度が低いと聞いております。

その他にも、建設計画ではゾーニングをされている市街地の整備などにも多額の費用が必要になるわけでありますから、歳入歳出両面をよく見直し、財源の確保に努められるよう望みます。

歳入の確保については、優良企業の誘致に力を入れるほか、市民の負担増に配慮しつつ、各施設の使用料、利用料などの受益者負担の見直しをすることにより収入の確保に努めていただきたい。

歳出の削減については、委託料はその内容と必要性を十分に勘案の上、徹底した経費の削減に努めること。維持管理費については、必要最少限にするほか、公共施設については市民のニーズをよく見きわめ、休止または廃止を含めて検討をしていただきたい。補助金・負担金、その他消費的経費については、支出の根拠及びその効果、受益度を十分に検討の上、整理・縮小していただきたい。各特別会計への繰出金については、経営改善・収入への取り組み状況を勘案し、適正な額を繰り出すように努めていただきたい。

このほかに、入札の方法、物品の購入についても、今までの慣例にとらわれることなく、工夫をして節減に努められたい。

これらについては、プロジェクトチーム等で既に検討を加えているところだと思っておりますが、最も効果的な徹底した行政のスリム化と、事務事業の抜本的な改革を早急に実施していただき、地方公共団体を取り巻く行政環境が厳しさを増してきている中、よりよい住民サービスの向上に努めつつ、健全で持続可能な財政運営に努力されることを切望いたします。

以上、意見並びに要望を加え、平成18年度愛西市一般会計及び各特別会計の決算審査及び基金運用状況の審査報告とします。

次に、平成18年度愛西市水道事業会計決算の報告をいたします。

審査は、河原監査委員と私で、平成19年6月5日から6月26日の間に実施いたしました。

地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき審査に付された平成18年度愛西市水道事業会計

歳入歳出について審査を実施いたしましたので、その結果を報告いたします。

平成18年度愛西市水道事業会計の歳入歳出決算に当たっては、各書類が関係法令に準拠し、調製されているか、決算の計数は正確であるか、予算の執行は適正かつ効率的に行われているか、会計経理事務は関係法令に適合し、正確に処理がされているか、財産運営は健全か、また財産管理は適正であるかを重点に置き、関係諸帳簿と証拠書類などを照合するとともに、部長さん、課長さんを初め関係職員から説明を聴取し、従来実施した例月出納検査や定期監査の結果を勘案し、慎重な審査を実施した結果、適正であることを認めました。

経営状況については、総収益が4億654万8,640円に対し、総費用が4億3,329万137円で、損失が2,674万1,497円でありました。

なお、審査の詳細につきましては、さきに配付されております平成18年度愛西市決算審査意見書の水道事業会計のページを参照いただきたいと思います。

また、審査の過程において感じたことですが、今後の不安要因としては、八開浄水場は稼働年数も長く、配水設備であるキュービクル、計装機、ポンプ、基盤などの更新時期が既に過ぎており、更新費用が3億6,000万円かかるとの説明がありました。故障して給水がストップするようなことがないように、管理には特段の留意を図るとともに、早い時期に更新ができるよう、今から対応策を検討していただくようお願いをしておきます。

また、水道事業にあつては、水道料金が唯一の財源であります。料金の滞納額が年々ふえる傾向にあります。未納者に対しては、個別訪問の回数をふやすなど、有効かつ効率的な対応策で滞納整理に努められるとともに、今後、事業経営に当たっては一層の事務事業の合理化を図るとともに、安全で良質な水道水を安定供給、災害に強い施設の整備、給水機能の充実に努め、市民福祉の向上に寄与されることを強く要望いたします。

以上、意見並びに要望を加え、平成18年度愛西市一般会計及び各特別会計の決算審査及び水道事業会計の決算報告といたします。ありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第26・請願第1号（提案説明）

##### ○議長（佐藤 勇君）

次に日程第26・請願第1号：悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正に関する請願についてを議題といたします。

この件につきましては、紹介議員より説明を願いたいと思います。

紹介議員、太田芳郎議員どうぞ。

##### ○29番（太田芳郎君）

請願第1号の提案説明でございます。紹介議員を代表いたしまして、説明をさせていただきます。

請願者は、愛知県弁護士会会長 村上文男さんであります。紹介議員は、柴田義継、そして私太田芳男、加賀博、大宮翠満の4議員であります。

この件につきましては、クレジット会社の与信審査の甘さから、年金暮らしの高齢者の方な

どにクレジット契約を悪用したマルチ商法など、詐欺的商法の被害が絶えないところであるので、割賦販売法を改正し、消費者に対し安全・安心なクレジット契約が提供されるために、意見書の提出を求めるものであります。

請願者が提出されました請願の趣旨を朗読して、説明にかえさせていただきます。

愛西市議会が、国会及び経済産業省に対し、クレジット契約を利用した悪質商法被害、過剰与信被害を防止するため、割賦販売法を以下のとおり抜本的に改正するよう求める意見書を提出することを採択していただくよう請願いたします。

1番、クレジット会社が、顧客の支払い能力を超えるクレジット契約を提供しないように、具体的な与信基準を行う実効性のある規制を行うこと。

二つ目、クレジット会社には悪質販売行為等にクレジット契約を提供しないように、加盟店を調査する義務及び違法な取引にクレジットを提供したときは、既払い金の返還義務を含むクレジット会社の共同責任を規定すること。

三つ目として、1回から2回払いのクレジット契約を適用対象に含め、政令指定商品制を廃止することにより、原則としてすべてのクレジット契約を適用対象とすること。

四つ目として、個別方式のクレジット事業者について、登録制を設け、契約書面交付義務及びクーリングオフ制度を規定すること。

以上、請願の趣旨を御理解いただき、御協力をお願いいたします。以上であります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第27・陳情第9号から日程第31・陳情第13号まで（提案説明）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第27・陳情第9号：愛西市内建設業者の育成発展に関する陳情について、日程第28・陳情第10号：学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める陳情について、日程第29・陳情第11号：国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情について、日程第30・陳情第12号：愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情について及び日程第31・陳情第13号：市町村独自の私学助成の拡充を求める陳情については、会議規則第36条第3項の規定によって提案説明は省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、提案説明を省略いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第32・決算特別委員会の設置について

##### ○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第32・決算特別委員会の設置についてを議題といたします。

本定例会に議題となり、提案説明がございました認定第1号から認定第8号の平成18年度決算8件につきましては、委員会条例第6条の規定に基づきまして決算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第8号の平成18年度決算8件につきましては、決算特別委員会を設置することに決定をいたしました。

お諮りいたします。ただいま設置を決定いたしました決算特別委員会の定数につきましては、9名といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の定数は9名と決定をいたしました。

ここで暫時休憩をとり、各委員会ごとにそれぞれ3名の推薦をお願いしたいと思います。休憩をいたします。

午後2時15分 休憩

午後2時34分 再開

○議長（佐藤 勇君）

それでは、休憩を解きまして会議を再開させていただきます。

決算特別委員の選任につきましては、委員会条例第8条の規定により、議長において、鷺野聡明議員、三輪久之議員、榎本雅夫議員、岩間泰彦議員、真野和久議員、鬼頭勝治議員、後藤和巳議員、堀田清議員、中村文子議員、以上の9名を指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の委員には、ただいまの9名の方々を選任することに決定をいたします。

それでは、正・副委員長をお決めいただきます間、暫時休憩といたします。

先ほど申し上げました委員の皆様方は委員会室にお集まりいただきますようお願いをいたします。他の方は暫時休憩といたします。

午後2時35分 休憩

午後2時38分 再開

○議長（佐藤 勇君）

休憩を解き、再開をいたします。

決算特別委員会の正・副委員長がお決まりですので、事務局長より発表させます。

○議会事務局長（伊藤辰雄君）

それでは、決算特別委員会の正・副委員長をお決めいただきましたので、発表いたします。

委員長には中村文子議員、副委員長には後藤和巳議員であります。よろしく願い申し上げます。

○議長（佐藤 勇君）

なお、決算特別委員会の日程につきましては、9月21日午前10時から開催を予定しておりますので、よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第33・斎場建設調査特別委員会の名称変更について

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第33・斎場建設調査特別委員会の名称変更についてを議題といたします。

諸般の報告の中で、斎場建設調査特別委員長より報告がございました特別委員会の名称を「総合斎苑建設調査特別委員会」に変更したいとの申し出がありました。

お諮りをいたします。斎場建設調査特別委員長の申し出のとおり、特別委員会の名称を変更することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、特別委員会の名称を「総合斎苑建設調査特別委員会」に変更することに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第34・諮問第5号（提案説明・質疑・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第34・諮問第5号：愛西市人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

諮問第5号をお願いいたします。

愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について。

下記の者を愛西市人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。本日提出、市長名で、記としまして、住所、愛西市西保町堤外新田3540番地1、氏名、伊藤豊、昭和37年10月18日生まれ。

質問理由といたしまして、この諮問をするのは、佐藤通子の委員の任期が平成19年12月31日で満了するのに伴い、推薦する必要があるからであります。

裏面に履歴書を添付をさせていただきました。よろしく願いをいたします。

○議長（佐藤 勇君）

次に、諮問第5号の質疑を行います。

それでは質疑のある方はどうぞ。

○21番（永井千年君）

今回、1名の人権擁護委員の推薦ということですが、人権問題についての見識、あるいは経験、そういったものがこれからますます鋭く問われてくるだろうというふうに思いますが、そうした意味で地区別だとかそういう選び方で今まで選ばれているようではありますが、やはりふさわしい人が選ばれていく必要があると思いますが、一つは年齢的に、他の委員さんも含めた、どういう構成になっているのか。この方は40代ということで、一番若手の方が選ばれるということですが、50代、60代、70代、大分80代に迫っている方もあるかと思いますが、今の委員さんの現状についてちょっと説明をいただけないでしょうか。

それから、ここでは学歴等が書いてありまして、人権擁護の問題に相談に乗るにふさわしいということの経歴とは見かけないわけではありますが、そうしたものがあれば追加で御説明いただきたいというふうに思います。

○福祉部長（加賀和彦君）

年齢の関係でございますが、ちょっと集計してありませんので、順番に生年月日というか生まれ年を述べさせていただきます。昭和22年生まれの方、22年、23年生まれ、20年の方はやめられますので、22年、23年、18年、9年、23年、17年、14年、18年、16年、30年、40年というお生まれの年齢構成になっております。

それから、この方の経歴でございますが、確かにそうした公職等の履歴はございませんけれども、お会いしてお話をさせていただきましたところ、誠実な印象を私ども受けております。したがって、これからそういった人権擁護の立場に立って一生懸命勉強していただける方だというふうに思いまして、推薦させていただくものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 勇君）

他に質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。諮問第5号につきましては人事案件でありますので、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、諮問第5号につきましては、委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

次に、諮問第5号につきましては人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定をいたしました。

次に、諮問第5号を採決いたします。

諮問第5号を適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、諮問第5号は適任とすることに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤 勇君）

以上をもちまして本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は9月11日午前10時より再開しますので、よろしくお願いをいたします。

本日はこれにて散会をいたします。

午後 2 時45分 散会